

船舶事故調査報告書

平成24年4月26日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	同乗者負傷
発生日時	平成23年8月8日（月） 14時25分ごろ
発生場所	千葉県館山市館山港 館山市所在の館山港防波堤灯台から真方位043°600m付近 （概位 北緯34°59.5′ 東経139°51.1′）
事故調査の経過	平成23年8月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ マナ、0.1トン 260-43156千葉、個人所有 2.66m(Lr)×1.07m×0.40m、FRP ガソリン機関、88.30kW、平成15年3月
乗組員等に関する情報	操縦者 男性 31歳 小型船舶操縦免許 なし
死傷者等	負傷 1人（同乗者）
損傷	本船 船首カバーに破口及び亀裂 栈橋 なし
事故の経過	<p>本船は、操縦者の小型船舶操縦免許を有していた友人（以下「同乗者」という。）が海の家からレンタルし、操縦者及び同乗者を乗せ、同乗者が操縦して館山港の北条海岸沖を遊走していたが、操縦者が、同乗者の了解を得て操縦を交替した。</p> <p>操縦者は、同乗者を後部座席に乗せて遊走中、北条海岸の南方に設置された館山港多目的栈橋（以下「本件栈橋」という。）の中央部下を通過しようと思い、時速約30km/hの速力で南東進した。</p> <p>操縦者は、船首方に見える本件栈橋と水面との高さが余りないと感じたが航行を続け、橋脚と橋脚との間に向ける進路とするために速力を少し落とし、右に旋回しながら本件栈橋に接近した。</p> <p>操縦者は、左側橋脚寄りの橋桁下から突き出ていた排水管を避け、右側橋脚寄りを航行したところ、同橋脚寄りにも橋桁下から排水管（以下「本件排水管」という。）が突き出ていることに気付き、とっさにスロットルレバーを放したのちにハンドルを左に切ったが、平成23年8月8日14時25分ごろ同乗者の頭部が本件排水管に衝突した。</p> <p>操縦者は、後部座席の同乗者を確認したところ、意識がなかったことから、同乗者が本件排水管に衝突したことに気付き、館山港新井海岸に戻って救助を求めた。</p> <p>同乗者は、救急車により病院に搬送され、頭蓋骨骨折、急性硬膜下血</p>

	腫、気脳症、脳挫傷及び左前頭部挫創で全治3週間と診断された。	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期、潮高 約140cm</p>	
その他の事項	<p>操縦者は、水上オートバイの操縦が初めてであった上、数日前から睡眠不足が続いており、前日の睡眠が1～2時間だったので身体のだるさを感じていた。</p> <p>本件栈橋は、館山港の南東部に位置し、陸岸から北西方向に約400m突き出たT字型の栈橋であり、本件栈橋の幅が5.2m、橋脚と橋脚との間が17mであった。</p> <p>本事故発生場所は、館山市が作成した「館山 海・浜のルールブック（鏡ヶ浦エリア）」によれば、水上オートバイについては最徐行エリアとして指定されていた。また、新井海岸に隣接する北条海岸には、最徐行エリアを示す看板が設置されていた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、館山港において本件栈橋下の右側橋脚寄りを航行中、操縦者が、本件排水管に衝突直前に気付いたことから、衝突の回避動作をとったものの、後部座席の同乗者が本件排水管に衝突して負傷したものと考えられる。</p> <p>操縦者は、小型船舶操縦免許を有しておらず、水上オートバイを操縦してはならなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、館山港において本件栈橋下の右側橋脚寄りを航行中、操縦者が、本件排水管に衝突直前に気付いたため、衝突の回避動作をとったものの、後部座席の同乗者が本件排水管に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 栈橋下等狭隘で見通しの悪い場所では、速力を減じ、安全を確認して航行すること。 	